論文博士申請者の研究歴に関する申し合せについて

論文博士博士論文取扱内規第2条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- 1. 研究歴とは、歯学(医学)に関連する分野の研究歴をいう。
- 2. 大学の歯学、医学、修業年限が6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者に あっては、学位申請時において、5年以上の研究歴のある者とする。
- 3. 大学の歯学、医学、修業年限が6年の薬学又は獣医学を履修する課程以外の学部を卒業した者、又は大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者にあっては、学位申請時において、7年以上の研究歴のある者とする。
- 4. 大学院を退学した者で、研究歴として認定できる在学期間は、当該研究科の標準修業年限以内とする。
- 5. 大阪大学歯学部または大学院歯学研究科において研究生、医員等として研究に従事した研究歴は、3年以上必要とする。ただし、研究科教務委員会が特に認めた場合は、2年以上3年未満でも可とする。
- 6. 平成 18 年 4 月から必修化された歯科医師臨床研修制度における研修期間は研究歴に含めることができない。なお、それ以前の研修医制度における研修期間は研究歴に含めることができる。
- 7. 本学歯学部附属病院研修登録医として受け入れた期間は研究歴に含めることができない。
- 8. 博士(学術)に係る研究歴は、この申し合せの扱いに準じる。

平成29年3月16日更新